

日本医学放射線学会 学術・研究委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に学術・研究委員会を置く。

(目的)

第2条 日本医学放射線学会学術・研究委員会（以下「委員会」）は定款第4条に定める目的遂行のために学術・研究に関する実務を行い、日本医学放射線学会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) 優秀論文賞、板井賞など各種学会賞受賞者の選定
- (2) 研究助成者の選定
- (3) 総会・学術集会における各種賞受賞者の選定
- (4) 画像診断、放射線治療などに関するガイドラインの作成
- (5) その他放射線医学の学術・研究に関する事項の審議

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 理事会にて選任された担当理事若干名
- (2) 放射線診断,放射線治療,核医学,放射線物理などの各領域を考慮して委員会にて選任された委員若干名

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成18年8月26日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。